

にいみライスカレー協会規約

(名称)

第1条 この会は「にいみライスカレー協会」(以下、本会)と称する。

(目的)

第2条 本会は、新見市の地域特性及びA級食材を活かした特色あるライスカレーを作り広く提供することを通し、まちのPRと交流人口の誘導、地域経済の活性化を図り、ライスカレーの販売代金の一部、または店内に置く募金箱への募金額を各地の災害復興支援金として寄付する。

(組織)

第3条 本会は目的に賛同する団体(法人)、個人をもって組織する。

(事業)

第4条 本会は第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1、「にいみダムカレー」及び「にいみ鍾乳洞カレー」の登録に関すること
- 2、1に記載のカレーに係る定義の徹底及び宣伝広報に関すること
- 3、にいみライスカレーに係るイベントに関すること
- 4、研究研修及び情報交換に関すること
- 5、カレー販売に伴う災害復旧寄付金に関すること
- 6、本会の目的にふさわしいライスカレーの開発提案に関すること
- 6、その他、本会の目的達成に必要なこと

(役員及び役員の職務)

第5条 本会は総会の互選により会長、副会長2名、事務局長、事務局次長、会計を置き、任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

- (1) 会長は本会を代表し会務を統括する。副会長は代表を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。事務局長は本会の庶務、連絡調整を担当し、事務局次長は事務局長を補佐する。会計は本会の会計を担当する。事務局は会長宅に置く。
- (2) 6人は役員会を構成し、協議の上、会を運営する。役員会は会長が召集し、議長は会長が務める。
- (3) 総会で監査を選任し、監査は本会会計を監査する。
- (4) 本会は相談役、顧問を置くことができる。相談役、顧問は役員会で推薦し総会に報告する。

(会費)

第6条 団体(法人)会員は年会費2000円、個人会員は年会費1000円を会計に納入する。本会の運営に必要な経費は会費、事業収入、寄付金、その他をもって充てる。

(会計年度)

第7条 本会の会計年度は4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、初年度は本会設立から翌年の3月31日までとする。

(総会)

第8条 総会は本会の最高決議機関で、年1回開催し、会長がこれを招集する。決議は出席者の半数以上とする。総会は前年度の事業と収支決算、今年度の事業計画と収支予算、規約の制定と改廃、その他本会運営に関する必要な事項を決議し、役員に関することを決定する。

(附則)

この規約は、平成29年7月22日から施行する。

にいみダムカレー、にいみ鍾乳洞カレーの定義、災害復旧支援寄付金については、別途これを定める。

にいみライスカレー協会役員

会長 渡辺 誠

副会長 八尋 五月 当面1人体制

事務局長 南 将夫

事務局次長 仲田 芳人

会計 当面、事務局が兼務

相談役 八尋茂樹（新見公立短大幼児教育学科准教授）
宮脇保夫（新見ふるさと塾21元塾長）

顧問 小林義明（岡山県議会議員）、池田一二三（新見市長）
監査 杉本美智子（新見市議会議員）